

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	小名浜港整備効果検討業務
業 務 概 要	本業務は、小名浜港における沖防波堤および第二沖防波堤の整備による避泊可能船舶隻数について検討するとともに、東港地区H-3岸壁の早期供用に向け、静穏度が確保される港形、ならびに神白防波堤の整備が三崎航路および三崎磯場に及ぼす影響について検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 八角 彰博 福島県いわき市小名浜字栄町65
契 約 年 月 日	令和8年8月7日
契 約 業 者 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社 福島事務所 所長 丹 収一
契 約 業 者 の 住 所	福島県郡山市中町15番9号
契 約 金 額	¥30,932,000 円(税込み)
予 定 価 格	¥30,987,000 円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	ー
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和8年8月7日
履 行 期 間 (至)	令和9年3月5日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

随 意 契 約 理 由 書

1. 業務の名称 小名浜港整備効果検討業務

2. 契約業者名 パシフィックコンサルタンツ株式会社

3. 随意契約理由

本業務は、小名浜港における沖防波堤および第二沖防波堤の整備による避泊可能船舶隻数について検討するとともに、東港地区 H・3 岸壁の早期供用に向け、静穏度が確保される港形、ならびに神白防波堤の整備が三崎航路および三崎磯場に及ぼす影響について検討を行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。

審査の結果、総合的に最も評価値が高位であるパシフィックコンサルタンツ株式会社を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約を行うものである。